

一般社団法人日本医療薬学会 会員細則

(目的)

第1条 一般社団法人日本医療薬学会（以下、「本学会」という）の会員に関する規程については、本学会の定款第3章に定める事項のほか、本細則の定めるところによる。

(会員の種別)

第2条 会員は、定款第5条に定める正会員、学生会員、賛助会員及び名誉会員とする。

(会員の資格)

第3条 会員は、定款第5条に定めるほか、次の資格を有する。

- (1) 正会員 代議員の選挙権及び被選挙権、年会での発表、医療薬学誌の受領、各認定制度の申請及び会員管理システムの利用
- (2) 学生会員 年会での発表、医療薬学誌の受領及び会員管理システムの利用
- (3) 賛助会員 医療薬学誌の受領、会員管理システムの利用
- (4) 名誉会員 会費納入の免除、医療薬学誌の受領、各認定制度の申請及び会員管理システムの利用

(会員の期間)

第4条 会員資格は1年度とし、その期間は1月1日から同年12月31日までとする。

2 年度途中で入会した者の会員期間は、入会した日から同年12月31日までとする。

(入会)

第5条 入会する者は、定款第6条に定めるほか、次の入会手続きをしなければならない。

- 2 正会員及び学生会員として入会を希望する者は、本学会ホームページを通じて会員管理システムに所定の情報を入力し登録すると共に、会費を納入しなければならない。
- 3 賛助会員として入会を希望する団体は、本学会事務局を通じて書面により所定の情報を登録すると共に、会費を納入しなければならない。
- 4 入会手続き後30日以内に本細則第7条の4に定める会費の納入が確認できない場合には、当該手続きを無効とする。

(入会日)

第6条 入会日は、前条の入会手続き及び学会事務局において会費の一括納入が確認された日とする。

(会費の納入)

第7条 会員資格を更新する場合は、定款第7条に定めるほか、原則として毎年11月1日から12月31日までの間に翌年分の会費を一括で納入しなければならない。

- 2 会員登録されたメールアドレスに配信される会費の請求情報に基づき、クレジットカード払い、コンビニエンスストア払い又は銀行振込により本条第4項に定める会費を納入しなければならない。
- 3 やむを得ず第1項で定めた期間内に会費を納入できなかった場合は、当該年度の12月31日までに会費納入が確認されれば、当該年度の会員資格が継続される。
- 4 会費の年額は、次のとおりとする。

(1) 正会員	9,500 円
(2) 学生会員	2,000 円
(3) 賛助会員 (1 口)	20,000 円
(4) 名誉会員	不要
- 5 納入された会費は、理由の如何を問わず返金しない。

(会員管理システムの利用、会員情報の変更、会員メールの受信)

第8条 会員は、会員管理システム(会員限定ページ)を通じて、入退会手続き、会員本人の登録情報の確認・更新、年会費の支払い、会員歴、認定資格、行事参加の記録(本学会主催の一部の行事)、役員・委員就任歴、会員名簿等を閲覧できる。

- 2 会員は、自らの会員情報に変更が生じた場合に、速やかに会員管理システム上の登録情報を更新しなければならない。
- 3 本学会は、会務等の広報情報を会員登録された連絡先にメール配信することがある。会員は、会員管理システム(会員限定ページ)を通じて、広報メールの受信を拒むことができる。但し、入退会、会費納入、会員登録情報に係る照会、学会誌の発送、認定資格の申請、年会・研修会等への行事参加登録に伴う連絡など、会員資格や認定資格の申請・継続・失効などに関するメールの受信を拒むことはできない。

(休会)

第9条 国外での勤務又は留学、産前産後・育児・介護に係る休業、病気療養による休暇等を理由として本学会の活動ができない場合には、休会を届出ることができる。

- 2 休会の届は、休会開始日の1ヶ月前までに別途定める休会届出書及び休会事由を証明する書類等を学会事務局に提出し、本学会会員委員会の審議を経て受理されなければならない。ただし、急病や事故等により事前に届出ることができない場合には、休業又は休会を開始した日から3ヶ月以内に届出ることができる。
- 3 休会の期間は、翌年の1月1日から12月31日の1年間を単位に取得することとする。なお、本期間は3年を限度に前項の手続きを経て延長することができる。また、前項の届出遅延の事例に限り、翌年の3月31日までに届出が提出された場合には、翌年の1月1日に遡及して休会することができる。
- 4 休会期間中の会費の納入は免除される。ただし、当該期間中は全ての会員資格が停止し、会員名簿及び各認定者名簿から除外されるほか、認定資格の停止、会員に適用される費用をもって本学会が主催する年会や講習会等への参加、医療薬学誌等への投稿がで

きず、また、復会に関する案内以外の連絡が行われない。

- 5 復会は、復会手続きをすると共に、復会する年の会費を納入しなければならない。また、受理された休会期間を短縮し、早期に復会することができる。
- 6 休会期間の満了日までに前項の手続き及び納付が行われない場合には、休会の開始日の前日に遡及して退会とする。
- 7 休会期間前後の会員歴及び認定資格歴を合算して、連続した歴と見なすことができる。ただし、休会期間中の歴を含めることはできない。
- 8 各認定制度における休会の取り扱いについては、各認定制度で別に定める。

(退会)

第 10 条 退会は、定款第 9 条によるほか、会員管理システムを通じて退会手続きをしなければならない。

- 2 毎年 1 月上旬の時点で前年の会費が未納の場合には、前々年の末日を以て自動的に退会となる。
- 3 退会日が確定した日以降は、会員管理システムの利用及び医療薬学誌の送付が停止するほか、会員資格や認定資格などが失効する。

(再入会)

第 11 条 本学会を一旦退会した者及び前条第 2 項により退会となった者は、新たに入会手続きを経なければ会員になることができない。

- 2 再入会する者は、入会手続き時に併せて次条の手続きをとることができる。
- 3 次条の手続きが完了した場合には、前年度分に限り会員歴を復元することができる。
- 4 本細則第 13 条により除名となった者が再入会を希望する場合、その扱いは理事会で協議する。

(会費の遡及納入)

第 12 条 再入会の時の会費の遡及納入は、前年度及び前々年度の 2 年度分のみとする。ただし、会費の遡及納入により、その前後の会員歴の連続性が復元する場合に限る。

- 2 会費の遡及納入を希望する場合は、学会頭に嘆願書を提出し会員委員会及び理事会の承認を得なければならない。
- 3 前項において、遡及納入が承認された場合には、前年の会費に加え、事務手数料 11,000 円（税込）を合わせ、一括納付しなければならない。なお、2 年度分の会費を遡及納入する場合には、2 年度分の会費及び事務手数料の全額を納入しなければならない。

(除名)

第 13 条 会員の除名処分は、定款第 10 条に定める事項によるほか、該当する委員会及び理事会で協議し、社員総会に諮ることとする。

(本細則の改廃)

第 14 条 本細則の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附 則

本細則は、2022 年 11 月 1 日より実施する。

制定：2013 年 6 月 6 日

2014 年 11 月 6 日

2016 年 10 月 4 日

2017 年 8 月 28 日

2022 年 11 月 1 日